

質 疑 回 答 書

業務名	南越前町公共施設等総合管理計画改訂業務委託	
質疑事項		回答事項
質問年月日：令和 8 年 7 月 3 日 ○プロポーザル実施要領の 6 (2) 内の「様式 10 号の 1」は「様式 6 号」に、9 (1) ア内の「様式第 8 号」は「様式第 5 号」に読み替えればよろしいでしょうか。 ○プロポーザル実施要領の 11 (3) 審査基準及び配点について、項目「1 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項」の評価対象は「業務実績調書（様式第 3 号）」、項目「2 業務の実施体制」の評価対象は「業務の実施体制（様式第 4 号）」、項目「3 業務の実施方針及び実施提案の妥当性」「5 その他業務の目的を達するために有効な事項」の評価対象は「企画提案書」、「4 業務に要する経費」の評価対象は「参考見積書（任意様式）」と考えればよろしいでしょうか。 ○企画提案書は、様式、ページ数、体裁、文字ポイント数など、制約は無いものと考えればよろしいでしょうか。 ○プロポーザル仕様書「2. 目的」内に「平成 29 年 3 月に策定した～改訂を行う必要がある。」とありますが、「令和 4 年 3 月に改訂した～更に改訂を行う必要があ		○読み替えてください。 ○そのように考えていただいて問題ありません。 ○制約はありません。 ○そのような理解で問題ありません。

る。」と理解すればよろしいでしょうか。 ○プロポーザル仕様書「4. 業務概要 (1) 施設の状況整理」内の「別紙施設一覧」「町が指定する約 10 施設」は質問回答時には公表されないのでしょうか。	○「別紙施設一覧表」については、質問回答と同時にホームページで公表させていただきます。「町が指定する約 10 施設」については、契約後、庁内会議等を踏まえ決定していきます。
---	---

※ 記入欄が不足するときは、複写して作成してください。